

「海外貨物検査株式会社 JAS 認証業務受託規約」

海外貨物検査株式会社（以下「OMIC」という。）は、JAS 認証業務の申請を受理するにあたり、申請者が、認証を申請し、取得・維持していく上で申請者が OMIC に対して有する権利と申請者が遵守すべき義務(OMIC が認証業務を実施するために有する権利を含む)を以下のとおり定める。

1 申請者が OMIC に対して有する権利

- ① 認証業務に係る規程を閲覧することができる。
- ② 認証の判断基準について、確認を求めることができる。
- ③ 認証を受けた内容の適合性に影響を与える可能性がある認証の技術的基準等の変更に関する情報提供を受けることができる。
- ④ 指名した審査員と申請者との間に利害の衝突がないことを確認することができる。
- ⑤ 認証審査・確認調査の報告書の提出を要求できる。
- ⑥ 判定結果に対して、異議申立てできる。
- ⑦ 認証を取得し、認証を維持継続している間、認証を受けた手順に従って日本農林規格への適合を確認した農林物資に JAS マークを貼付することができる。
- ⑧ 「OMIC」が「認証業務契約」に違反したことにより蒙った損害を請求することができる。
- ⑨ JAS マークを貼付して出荷する製品の取引先から「取引確認書」、「Transaction Certificate」等の提出を求められた場合には、その対価を支払うことにより、OMIC に発行を依頼することができる。

2 申請者が遵守すべき義務(OMIC が認証業務を実施するために有する権利を含む。)

- ① 申請者は、認証の技術的基準への認証事項の適合及び格付・格付表示される製品の日本農林規格への適合を維持する。
- ② 申請者は、JAS マークの貼付について JAS 法の規定を遵守する。また、当社からの許可を得た場合を除き、JAS マークの下に認証番号を記載する。
- ③ 申請者は、格付又は格付の表示が適切でなく、農林水産大臣による期間を定めての改善命令、JAS マークの除去あるいは抹消の命令に違反、農林水産大臣及び農林水産消費安全技術センターが法の施行に必要な限度において要求する報告・物件の提出に対する不履行・虚偽の報告・虚偽の物件の提出、若しくは実施する立入検査の拒否・妨害・忌避若しくは立入検査における質問への答弁の拒否・虚偽の答弁をしてはならない。
- ④ 申請者は、認証の技術的基準への適合性に影響を与える可能性のある変更又は格付・格付表示に関する業務の廃止について OMIC へ事前に報告する。
- ⑤ 申請者は、認証取得の広告などの表示は認証の範囲のみに限定し、認証に係る農林物資以外の農林物資についても認証を受けているとの誤認や OMIC の認証審査の内容その他認証に関する業務内容について誤解を招くおそれのないようにする。
- ⑥ 申請者は、認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならない。

- ⑦ 申請者は、上記⑤及び⑥の条件違反に対する表示方法の改善や中止に係る OMIC の要求を受入れる。
- ⑧ 申請者は、上記⑤、⑥のほか、他者に認証、格付、JAS マークについての情報提供に際し、OMIC による認証に係る農林物資以外の農林物資についても認証されているとの誤認や OMIC の認証審査の内容、その他認証に関する業務内容について誤解を招くおそれのある行為を行わない。
- ⑨ 申請者は、OMIC が行う認証事項の確認調査(年に一度の定期的確認調査、事前に通知する臨時調査、事前の通知無の確認調査)等に協力する。
- ⑩ 申請者は、四半期ごとに格付実績もしくは格付表示の実績を OMIC へ報告する。有機農産物の生産行程管理者及び外国生産行程管理者は、年次確認調査を受け入れるごとにほ場面積を再申告し、以後、変更が生じた場合には、都度速やかにその変更の内容を報告する。
- ⑪ 認証事業者は、格付もしくは格付表示に関する記録を以下の期間保存する。
- (ア) 格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が 1 年以上である場合は、格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間
 - (イ) 消費期限又は賞味期限の定めがない場合であって、出荷から消費されるまでに通常要する期間が 1 年以上の場合は、当該農林物資の出荷の日から 3 年間
 - (ウ) 格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が 1 年未満の場合は、当該農林物資の格付の日から 1 年間
 - (エ) 消費期限又は賞味期限の定めがない場合であって、出荷から消費されるまでに通常要する期間が 1 年未満の場合は、当該農林物資の出荷の日から 1 年間
- ⑫ OMIC は、格付・格付表示に関する業務の適切性や上記⑤、⑥、⑧の確認のため、必要な報告若しくは物件の提出を要求し、事務所・ほ場・工場等認証に係る施設への立入り、格付・格付の表示、農林物資の広告・表示、農林物資、その原料、関係文書・帳簿・記録、その他の物件を検査し、若しくは申請者の従業員・その他の関係者に質問することができる。
- ⑬ OMIC から、認証の取消し又は格付・格付表示業務の廃止、格付・格付表示に関する業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止、又は OMIC が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消することを請求されたときには、認証に係る全ての宣伝、広告の中止、認証書の返却等、OMIC の請求に従う。
- ⑭ 申請者は、認証書の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記し、全てを複製する。
- ⑮ 申請者は、規格への適合性に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を OMIC の求めに応じて利用させる。
- ⑯ 申請者は、認証業務の料金の請求に対して遅滞なく支払う。
- ⑰ OMIC は、上記①～⑯について違反、又は⑫の不報告あるいは虚偽報告もしくは、⑫のチェック拒否、妨害及び忌避の場合、認証の取消し又は格付業務・有機 JAS マーク貼付製品出荷の停止、又は OMIC が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消することを請求できる。

- ⑱ OMIC は、申請者が上記⑰の請求に応じないときは、認証を取り消すことができる。
- ⑲ OMIC は、認証事業者の氏名、名称、住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係る施設（工場・ほ場・事業所）の名称・所在地、認証年月日、並びに認証番号について、上記⑬の定めによる請求、その認証取消をしたときは当該年月日・当該理由、並びに格付・格付表示に関する業務の廃止のときはこの廃止の年月日及び認証番号を公表する。
- ⑳ OMIC は、申請者がその認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係わる JAS マーク貼付製品の出荷の停止、又は OMIC が適当でないとする格付の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表する。